

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 10 日現在

機関番号：14701

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730461

研究課題名(和文)小規模自治体の母子自立支援施策に関する横断的研究

研究課題名(英文)The cross-sectional study on mother and child independence support measures

## 研究代表者

金川 めぐみ(KANAGAWA, Megumi)

和歌山大学・経済学部・准教授

研究者番号：70335496

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：先行研究の分析を通じて、母子家庭の自立支援施策の法的根拠となる母子寡婦福祉法における母子寡婦福祉施策の理念があいまいであり、そのことが、現状の母子家庭自立支援施策の実効性にかなりの影響を与えていることがわかった。

また母子家庭施策については、ある程度サービスメニューは整備されている点は把握できた。しかしながら、実際の状況として、それが活用されているかはどうかについては全くの別問題であり、活用のありかたについて検討されるべきであるという点が明らかになった。

研究成果の概要(英文)：The aim of this project is to analyze on the Discussion of Welfare of Mothers with Dependents and Widows in Japan.I conclude that there are Periodization of 3 about Social Welfare of Mothers with Dependents and Widows. However, on the Discussions of Act on Welfare of Mothers with Dependents and Widows in Japan, fundamental principles of welfare of Mothers with Dependents and Widows has not been revealed. and that it has led to the confusion of the current maternal and child welfare measures widow became apparent.

And I conclude that Menu of welfare for Mothers with Dependents and Widow is Available,but it is not high its effectiveness.

研究分野：社会保障法・福祉政策論

キーワード：社会福祉 自立支援 母子家庭 自治体

## 1. 研究開始当初の背景

かねてより社会福祉分野で「自立支援」が注目されている。日本社会福祉学会では、しばしば自立が重要テーマとしてとりあげられ、日本社会保障法学会でも平成 18 年度に「社会保障と自立をテーマにシンポジウムを実施している。社会政策学会でも平成 17 年度に「社会政策における福祉と就労」と題し、就労支援の観点から自立をとりあげる。

だが「自立支援」が注目される一方、今日「自立支援」をめぐる研究動向には 2 点課題がある。

第 1 に、研究されている対象に偏りがある。例えばホームレスの自立支援に関する研究は、岩田正美『ホームレス/現代社会/福祉国家』明石書店(2000)をはじめ数多くの蓄積がある。また、生活保護受給者の自立支援プログラムも、東京都板橋区・首都大学東京編『生活保護自立支援プログラムの構築』ぎょうせい(2007)などの研究業績も出されている。

だが、採択者が今回研究課題としている「母子自立支援」は、いまだ研究業績が十分でない。母子家庭の支援策などを検討した先行研究は、日本労働研究機構『母子世帯の母への就業支援に関する研究』日本労働研究機構報告書(2003)、湯澤直美「ひとり親家族政策とワークフェア：日本における制度改革の特徴と課題」『社会政策学会誌』第 13 号(2005)、藤原千沙「児童手当の改革と就業支援策の課題」『女性労働研究』第 44 号(2003)、丹波史紀「わが国におけるひとり親家庭へのワークフェア政策の動向と課題」『総合社会福祉研究』第 25 号(2004)等

が散見されるが、主に母子家庭の就業支援策の点から検討しており、採択者が今回研究課題としている労働と福祉の連携を十分意識した「母子自立支援施策」とは様相が異なる。他方、各自治体はハローワークと連携し福祉との連携を意識した母子家庭の支援施策を積極的に展開しており、全国の自治体における母子家庭等自立支援プログラムの策定件数も平成 17～19 年度で 7,648 件、のべ就職件数は 4,107 件(厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ)にのぼる。ただ国は自立支援プログラムの実施率につき、平成 23 年度までに 100%をめざしているが、平成 18 年度時点での自治体実施割合は 23.8%にすぎず、実施について頭打ちの傾向がみられるという課題ももある。

第 2 に、「自立支援」の研究動向が、自立支援の現状や課題を横断的な視点から検証したものになっていないことがある。特に母子家庭の自立支援施策は、神原文子『子づれシングル』明石書店(2010)等、全国的な動向を検証したものにとどまっており、各自治体の自立支援施策を具体的に検討したものはほとんどない。採択者が今回研究課題としている「母子自立支援施策」は、自治体をと

りまく経済状況や社会資源の有無が実施に大きな影響を与えており、全国の自治体の

母子家庭の就労訓練が福祉サービスにつきどのような手法で実施するかについては、各地の個性が反映されている。そのような性格をもつ施策であるため、学術的観点から、自治体での状況を詳細に検討、そして課題点を抽出する手法により、横断的な視点から検討がなされるべきである。

採択者は、これらの点にいち早く気づき、母子家庭の自立支援を自治体間比較という観点から、横断的検討を行っている。具体的には、平成 19 年度に和歌山県御坊市より「御坊市母子家庭等自立促進計画策定事業」を受託し、市内の母子家庭 300 世帯にアンケートを実施した。これにより母子家庭の自立支援施策に対する理解を深めるとともに、母子家庭自立支援施策に積極的な自治体にインタビュー調査を実施し、6 都市間での施策比較を行った。なお平成 20 年度には、和歌山大学経済学部の和歌山県地域研究助成事業として「和歌山県内の母子家庭自立支援施策に関する研究」を実施している。さらに平成 21 年度～23 年度は、文部科学省科学研究費若手研究(B)「母子自立支援プログラムの自治体間比較に関する横断的研究」(課題番号 21730447)にて、児童扶養手当受給母子家庭への生活聞き取り調査、行政や母子家庭の母を積極的に雇用する関係行政機関へのインタビュー調査を行った。

これらの研究を続けているうち、採択者は母子自立支援において、自治体の規模により実施される施策の内容や幅に大きな差異があることにあらためて気付いた。例えば京都市の中心部に位置するマザーズハローワークは、京都府・京都市・経営者協会・連合の各団体が連携しつつ、ライフ&ジョブカフェ等生活相談と就労支援、京都市内の保育所の空き状況提供を踏まえつつの就労支援が実施されている。ここでの試みは確かに素晴らしいが、これは「京都」という大規模都市であるから可能になったという側面もみられる。大都市の事例には学ぶ点が多くあるが、むしろ問題なのは、雇用問題が深刻である小規模自治体でいかに福祉と雇用が連動した母子家庭支援施策を確立するかである。大都市ほど雇用状況も芳しくないからこそ、地域の使える社会資源をいかに連動し、就労と福祉分野が連動した体制をとれるかが、真に考えられなければ事態の好転はありえない。採択者が研究を続ける中で、小規模自治体母子家庭における自立支援の手法を、より詳細に検討する必要性に至ったのである。その意味で今回の申請は、採択者のこれまでの研究蓄積における問題意識が深化し、その発展としての申請に至ったという点が大きい。

## 2. 研究の目的

本研究は、小規模自治体における母子家庭の自立支援施策(以下「母子自立支援施策」

とする)の実効性と課題を検証するものである。近年、児童扶養手当受給者である母子家庭の母に対し、福祉サイドと労働サイドが協働し、労働・福祉サービスの双方を活用した支援プログラムを策定し、対象者を就労自立につなげる試みが各地で実施されている。本研究では、人口10万人以下の各自治体での施策の実施状況を詳細に検討した上、自治体間での施策比較を行う。そのうえで、小規模自治体における母子自立支援施策の望ましいあり方について、自治体間での施策比較にもとづき具体的な提言を行うこととする。

### 3. 研究の方法

まず、母子家庭の自立支援についての先行研究を行い、母子家庭施策の現状と課題を把握する。続いて人口10万人以下の自治体担当者への調査を行い、特徴的な母子自立支援施策について取りまとめる。さらに、これらの調査結果から、施策の進捗状況と現状、課題点を明らかにし、自治体比較を行った上で、望ましい母子自立支援施策のあり方について提言を行った。

採択者は、調査を進めるにあたり、和歌山県御坊市の母子家庭等の自立支援施策担当者および和歌山県の母子家庭自立支援施策担当者の協力を要請した。また財団法人和歌山県母子寡婦福祉連合会の協力も要請した。

またこれらの2者から他都市の自治体担当者への照会作業への助力も行い、このことから通常聞き取りに困難が生ずるであろう対象者に対して、活発な意見が引き出せることができた。

### 4. 研究成果

まず先行研究の分析を通じて、母子家庭の自立支援施策の法的根拠となる母子寡婦福祉法における母子寡婦福祉施策の理念がいまいであり、そのことが、現状の母子家庭自立支援施策の実効性にかなりの影響を与えていることがわかった。母子家庭等自立支援施策は、母子寡婦福祉法とともに、児童福祉法との法的連携がないと、うまく実効性があがらないが、母子自立支援法において児童福祉サービスとの連携はまだ不十分であることが明らかになった。

また母子家庭施策については、ある程度サービスメニューは整備されている点は把握できた。しかしながら、実際の状況として、それが活用されているかはどうかについては全くの別問題であり、活用のありかたについて検討されるべきであるという点が明らかになった。

さらに、母子自立支援施策が進んでいる自治体においては、福祉分野と労働をはじめとした諸機関が比較的うまく連携がなされている点、アイデアと担当者のリーダーシッ

プと熱意という点が重要になる点も明らかになった。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 4 件)

金川めぐみ、女性の貧困に対する住まいの支援政策、ジェンダーと法、12号、日本加除出版、査読無、2015年、掲載決定だが頁未確定。

金川めぐみ、社会福祉領域におけるケアとジェンダー、社会保障法、29号、2014年、法律文化社、査読無、28-40頁。

金川めぐみ、母子及び寡婦福祉法成立までの歴史的経緯、経済理論、370号、和歌山大学経済学会、2012年、査読無、1-26頁。

金川めぐみ、日本におけるひとり親世帯研究の動向と課題、経済理論、369号、和歌山大学経済学会、2012年、査読無、1-16頁。

〔学会発表〕(計 2 件)

金川めぐみ、女性の貧困に対する住まいの支援政策、ジェンダー法学会、2014年12月7日、奈良女子大学。

金川めぐみ、社会福祉領域におけるケアとジェンダー、日本社会保障法学会、2013年5月18日、鹿児島大学。

〔図書〕(計 4 件)

金川めぐみ(久塚純一ほか編)、社会保障法解体新書〔第4版〕、法律文化社、2015年、243頁(191-205頁)。

金川めぐみ(古橋エツ子ほか編)、社会保障法と民法の交錯、2014年、信山社、542頁(399-411頁)。

金川めぐみ(大曾根寛編)、福祉政策の課題 人権保障への道、2014年、放送大学教育振興会、264頁。

久塚純一・森田慎二郎・金川めぐみ編、チャレンジ現代社会と福祉、法律文化社、2012年、227頁。

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

金川 めぐみ ( KANAGAWA, Megumi )  
和歌山大学・経済学部・准教授  
研究者番号：70335496

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：